

## 福山市ネウボラ事業計画（案）

資料 3

### 第 3 回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会以降の修正箇所一覧

※旧ページ・・・第 3 回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会時の計画（素案）におけるページ数  
 新ページ・・・第 4 回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会時の計画（案）におけるページ数

#### 1 第 3 回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見の反映

No.	旧ページ	新ページ	項目	意見	反映状況
1	表紙	表紙	タイトル	計画のタイトル「福山市ネウボラ事業計画」について、「福山ネウボラ」の浸透度が 60%とあるように全ての人に「福山ネウボラ」が浸透している訳ではないので、何の計画なのかが分かりやすい工夫をしたほうがよいのではないかと。	まだ、作成中ですが、表紙に「福山ネウボラ」の説明を入れるなど、何の計画なのかが分かりやすく、「福山ネウボラ」の理解が進むような表紙を検討しています。
2	全体	全体		「※再掲」とあるが、該当箇所を探すのが大変なので、ページ数を書くなどの工夫をしてほしい。	ページ数を記載しました。
3	48	51, 75	6 子どもの人権を守るための体制の強化	子どもの人権問題として、改めて問われているのが、「性の多様性」の問題である。就学前の3, 4歳から始まっており、思春期以降の話ではないとの研究もある。計画で「性の多様性」について触れて欲しい。	「また、子どもの個性や人権を守るためには、「性の多様性」について理解を深めるとともに、学校等におけるいじめ問題についても未然防止、早期発見、対応する体制の強化が必要です。」の一文を追記しました。また、P. 75「⑩思春期の保健対策」に「性の多様性」に関する相談窓口の周知を図ります。」の一文を追記しました。
4	96	97	(4) 障がい児施策の充実	基幹総合支援センターの設置のみ記載があるが、障がい児の相談支援事業所の内容についても記載する必要があるのではないかと。	「また、地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援事業所において様々な悩みや不安の解決を図っています。」の一文を追記しました。
5	96	97	(4) 障がい児施策の充実	医療的なケアが必要な児童に対する支援の方策等について記載をする必要があるのではないかと。	「医療的なケアが必要な児童等に関しては、円滑に必要な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築が求められています。」の一文を追記しました。
6	96~97	97~98	(4) 障がい児施策の充実	整合・連携を図る計画として位置付けている「福山市障がい福祉計画」について、この部分でも本計画と密接に連携をはかること、また、具体的な事業に児童発達支援センターでの事業等について記載する必要があるのではないかと。	「福山市障がい福祉計画」については、P. 12「2 関連計画との整合・連携」において、整合・連携を図る計画に位置付けており、この部分で記載は行いませんが、事業の実施に当たっては、連携を図りながら総合的に推進していきます。

## 2 その他の変更について

No.	旧ページ	新ページ	項目	変更内容
1	103	105	(1) 教育・保育事業等の提供区域	2020年度の小学校区の状況を反映しました。
2	104	106	(2) 区域別の子育て支援サービスの状況	2019年(平成31年)4月1日の状況から2020年(令和2年)4月1日の状況に更新しました。
3	107~140	109~142	(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策, (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	空白であった数値の追記, 教育・保育の確保方策の数値の修正を行いました。また, グラフを挿入しました。
7	—	144	資料編	資料編を追加しました。
8	全体	全体		集計中であった数値等を追記しました。